日光市地域循環によるゼロカーボンシティ実現条例(原案)に係る パブリックコメントの結果について

1 意見募集の実施状況

- (1) 意見の募集期間 令和5年11月6日(月)~令和5年12月6日(水)
- (2) 意見の提出状況 4名(11件)

2 意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	◇第1条(目的)	
	「~~~、2050年に温室効果ガ	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正
	スの排出量実質ゼロを達成すること並	します。
	びに地域課題の解決及び持続可能な地	
	域価値の向上を目的とする。」とある	「~、施策を総合的かつ計画的に推進
	が、「2050年『まで』に」に修正	し、2050年 <u>に</u> 温室効果ガスの排出
	することが適当と考える。	量実質ゼロを達成すること~。」
		\downarrow
		「~、施策を総合的かつ計画的に推進
		し、2050年 <u>までに</u> 温室効果ガスの
		排出量実質ゼロを達成すること~。」
		《原案修正 有》
2	◇第2条(定義)の第1号 地域循環	
	の定義について	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正
	地域循環について、「地域資源を保	します。
	全し、育成し、最大限に活用すること	
	により、地域の環境活動、市民活動、	「市及び市民等が地域資源を保全し、
	経済活動その他活動を相互に補完し活	育成し、最大限に活用することによ
	性化させることをいう。」と定義して	り、地域の環境活動、市民活動、経済
	いるが、「循環」の要素が読み取れな	活動その他活動(以下「地域活動」と
	V,	いう。)を <u>相互に補完し活性化させる</u>
		<u>ことをいう。</u> 」
	特に、地域の環境活動、市民活動、	\downarrow
	経済活動などが、相互に補完し活性化	「市及び市民等が地域資源を保全し、
	していることについて、イメージがし	育成し、最大限に活用することによ
	にくいことと、「相互補完」や「活性	り、地域の環境活動、市民活動、経済

化」という言葉の意味に循環という要素がないことから、わかりにくくなっている。

各活動により生じた利益等が、別の活動に好い影響をもたらし、新たな利益を発生させ、それがもともとの活動に還ってくる。そうした繰り返しによる循環構造を目指しているのであれば、少なくとも「補完」という言葉はなじまないのではないか。

前文中の表現の「地域資源を最大限に活用しながら地域の脱炭素化に取り組み、地域の経済及び社会を循環させていくことが求められています。」であれば、地域循環の説明として違和感がない。

活動その他活動(以下「地域活動」という。)を活性化させ地域経済及び社会を好循環させることをいう。」

《原案修正 有》

3 ◇第2条(定義)の第5号 脱炭素の 定義について

脱炭素の定義を、「温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化をいう。」としており、抑制と吸収作用について言及しているものの程度が示されていないことから、地球温暖化対策推進法の基本理念などを踏まえて、「均衡が保たれた」という表現を追記することが適当と考える。

本条例上では、温室効果ガスの排出 と抑制の均衡が保たれた「状態」を排 出量実質ゼロと表現しており、脱炭素 については、排出量実質ゼロを達成す るために行う、排出の抑制並びに吸収 作用の保全及び強化という「行為」と して定義していますので、原案どおり とします。

《原案修正 無》

4 ◇第3条(基本理念)のゼロカーボン シティについて

> ゼロカーボンシティについては前文 中に記載があるが、条例中に定義する 必要があるのではないか。

前文中にゼロカーボンシティの内容を指す記載があり、改めて定義に記載することでゼロカーボンシティを指す記載が重複することから、原案どおりとします。

《原案修正 無》

5 ◇第4条第4項

「市は、地域循環によるゼロカーボンシティの実現に関し、国及びその他の地方公共団体と連携を図りながら、

ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。

協力しなければならない。」

「市は、ゼロカーボンシティの実現に関し、協力しなければならない」となりますが、ゼロカーボンシティは日光市が宣言したものですから「協力する」は違和感があります。

「協力しなければならない」を活かすのであれば、「市は、カーボンニュートラルの実現に関し、国及びその他の地方公共団体と連携を図りながら、協力しなければならない」とするのが良いように思います。

「ゼロカーボンシティの実現に関し」を活かすのであれば、「市は、地域循環によるゼロカーボンシティの実現に関し、国及びその他の地方公共団体と連携に努めなければならない」でしょうか。

「市は、地域循環によるゼロカーボンシティの実現に関し、国及びその他の地方公共団体と<u>連携を図りながら、協力しなければならない。</u>」

「市は、地域循環によるゼロカーボンシティの実現に関し、国及びその他の地方公共団体と<u>の連携に努めなけれ</u>ばならない。」

《原案修正 有》

6 ◇第5条~第7条(各主体の責務)

地球温暖化対策推進法や栃木県カーボンニュートラル実現条例は、各主体の責務を規定し、温室効果ガス排出削減又はカーボンニュートラルの実現に関する施策等への協力などといった総論的な責務について述べているところ。一方、市ゼロカーボン実現条例では、総論的な責務に加えて、具体的な取組について併せて記載するものとなっている。

脱炭素の推進に貢献するサービスへの取組や、再生可能エネルギーの積極的な導入については、県条例と同様に、 責務とは別の条項で規定したほうが望ましいのではないか。 各主体者が本条例を読む中でそれ ぞれの責務を受け入れやすくするた め及び条例を簡潔な条文にするため、 総論的な部分と具体的な取組を合わ せて記載することとしています。より 具体的な取組は第9条に定める実行 計画を策定し、実行してまいります。

《原案修正 無》

7 | ◇第5条(市民の責務)

市民、事業者各々が、これまでの意 識や行動を見直し、今後はどのように 行動していけば良いかを考え、実践す ゼロカーボンシティの実現には当 事者全員が脱炭素を意識した行動に 変化していくこと、市も当事者に行動 る必要がある。これら一連の行為を促すようなはたらきかけがあると尚良い。

特に車は、一人一台所有して当たり前、主な移動手段は車という認識が強いという現状があると感じるため、たとえ自家用車が無くとも市民、事業者にとって過ごしやすい環境作りを具体的に整えていけるような施策も必要と考える。※車の所有や運転する行為を否定するものではない

また、地元の産業や歴史について学んだり、触れたりする機会が多くなればなるほど、そういった既にあるものを活用して新たなものを作るなど、より発展させていく方法を考えるきっかけができるのではないか。

変容を促していくことが重要と考え ます。

市民や事業者が取り組む具体的な 行動や産業や歴史などの資源と脱炭 素と組み合わせて市内外に浸透・発信 していく事業は実行計画を策定する 中で検討してまいります。

《原案修正 無》

8 ◇第7条(観光旅行者その他の滞在者 の責務)

一時的に日光を訪れる人々にもゼロカーボンシティを目指す取り組みに協力してもらいやすくするには、まずは日光市内の市民、事業者が日常的にゼロカーボンシティ実現に向けた行動を取り、見本として体現していることが必要と考える。

市民及び事業者の責務とした行動を推進すること、また、市が社会的気運の醸成に向けた取組を進めることで、日光市を訪れる観光旅行者その他の滞在者もその機運を感じ取り、ゼロカーボンシティの実現に関わる当事者であることを意識できると考えます。

市民や事業者が見本として体現していく事業は実行計画を策定する中で検討してまいります。

《原案修正 無》

9 ◇第9条(実行計画)

「市長は、施策を総合的かつ計画的 に推進するために地域循環によるゼロ カーボンシティの実現に向けた計画 (以下「実行計画」という。)を定め るものとする。」

この実行計画は、現在改訂を検討さ

「地球温暖化対策実行計画(区域施 策編)」に定める各種施策は本条例第 9条で定める実行計画と連動しなが ら推進していきます。

本条例に基づく実行計画と関連す る各種計画との位置関係は、実行計画 れている「地球温暖化対策実行計画」 (区域施策編)とは異なるものと理解 します(より具体的な施策が記述され るものと理解)。そうした理解が正し いとすれば、その位置関係は明確にす る必要があると思いますので、例えば 以下のように加筆されるのが良いので

(案)「市長は、施策を総合的かつ計画的に推進するために、「地球温暖化対策実行計画」(区域施策編)を踏まえ、地域循環によるゼロカーボンシティの実現に向けた計画(以下「実行計画」という。)を定めるものとする。」

策定の中で明確にしてまいります。

《原案修正 無》

10 ◇第 10 条 (規制等の措置)

はないでしょうか。

同様の条項を規定している法律や条例を確認したところ、環境基本法、栃木県環境基本条例、日光市環境基本条例があった。これらは、環境基本法を根幹法令に環境関係法令が体系づけられ、規制に関する条項等があることから、当該条項を規定することができたものと考える(参考資料を別途送付)。

一方で、上記のような整理をしない まま、具体的な規制の内容を明記せず に同条項を設けることは適切でないと 考える。 今後、国内外で脱炭素の動きが加速 していくことが予想され、日々変化す る動きに対応する上で、温室効果ガス の排出量削減やゼロカーボンシティ の実現に向け、市民等の日常生活や事 業活動に規制、指導、助言を講じるこ とが考えられることから条項を設け たものです。

ご意見を踏まえ、以下のとおり修正 し、具体的な規制、指導、助言が必要 となる場合には、別に条例を定め対応 してまいります。

第10条第1項

「市は、温室効果ガスの排出量を削減するために必要な規制、指導、助言その他の措置を講ずる<u>ものとする。</u>」

「市は、温室効果ガスの排出量を削減 するために必要な規制、指導、助言そ の他の措置を講ずることができる。」

第10条第2項

「前項に定めるもののほか、市は、地 域循環によるゼロカーボンシティの 実現への支障に対する規制、指導、助 言その他の必要な措置を講ずるもの とする。」 「前項に定めるもののほか、市は、地 域循環によるゼロカーボンシティの 実現への支障に対する規制、指導、助 言その他の必要な措置を講ずること ができる。」 《原案修正 有》 11 ◇条例全般 CO2削減をメインとした循環型の 省エネによる温室効果ガスの排出 スマートシティの実現 量削減、再生可能エネルギーの導入は ・エネルギーを「へらす」 施策の基本的指針としているところ 再エネルギーを「つくる」 であり、再生可能エネルギーの自主的 再エネルギーで「はこぶ」 かつ積極的な導入に努めることを事 業者の責務としています。 提案いただいた内容は施策の参考 とさせていただきます。 《原案修正 無》